

中国海上法執行機関の動向について -中国海警局発
足後の海警事情を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 越智, 均, 四元, 吾朗, OCHI, Hitoshi, YOTSUMOTO, Goro メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15053/0000000169

【資料】

中国海上法執行機関の動向について
— 中国海警局成立後の海警事情を中心として —

越智 均 四元 吾朗

1 はじめに

中国の海上法執行機関にとって、2013 年は歴史的にも大掛かりな組織再編の1年であったと言っていいだろう。2013年3月14日、第12期全国人民代表大会第1回会議において「国務院機構改革及び職能転変方案(以下「国務院機構改革方案」という。)¹⁾」が承認されたのを皮切りに、既存の海上法執行機関である「海監(国土資源部国家海洋局)」「海警(公安部边防管理局)」「漁政(農業部漁政局)」及び「海関(海関総署)」の法執行隊と職責を取り込んだ形で国家海洋局が改編(以下「改編」という。)され、中国海警局の名のもとに、海上における権益保全のための法執行が一元化されることとなった。これを受け、同年7月9日には、「国家海洋局主要職責内設機構及び人員編制規定(以下「三定方案」という。)²⁾」が示され、同局の職責、組織及び定員並びに中国海警局の位置付けが明らかとなった。同年7月22日には、国家海洋局の庁舎入口に掲げられた「中国海監総隊³⁾」の看板が外され、新たに中国海警局の看板が掲げられ、名実ともに中国海警局が発足したのである。同日を境に、我が国尖閣諸島周辺に現れる中国公船隊の外観標識はすべて「中国海警(CHINA COAST GUARD)」(以下、外観標識に当該名称を採用している中国公船を「中国海警船」という。)で統一され、報道等を見る限り、従来、海上保安庁の

1 人民網：<http://politics.people.com.cn/n/2013/0315/c1001-20796789.html> (閲覧日 2014. 10.20)

2 国家海洋局：
http://www.soa.gov.cn/zwgk/fwjgwywj/gwyfgwj/201307/t20130709_26463.html (閲覧日 2014. 10.20)

3 海監機構の最高指導組織として、改編前の国家海洋局が担当する中国管轄海域における定期巡航による法執行の実施及び違法活動の調査処理にかかる職責を担っていた。

巡視船が尖閣諸島周辺海域で対峙していたいわゆる「海監船」と「漁政船」は、一切姿を見せなくなったのであるが、このことは、三定方案を実行に移していることの現れと言える。本稿では、國務院機構改革方案及び三定方案を読み解きつつ、報道等公開情報から最新の海警事情を取りまとめ、改編後の中国海上法執行機関の現状理解に努めることとする。

2 中国海警機構の概要

(1) 中国海警局

國務院機構改革方案によれば、「海上における統一的な法執行を推進し、法執行効果を向上させるため、現国家海洋局中国海監、公安部辺防海警、農業部中国漁政及び海関総署海上密輸取締警察の隊伍及び職責を統合し、国家海洋局を改編し、国土資源部がこれを管理する。主たる職責は、海洋發展計画の立案、海上における權益保全のための法執行の実施、海域使用の監督管理、海洋環境の保護等である。国家海洋局は、中国海警局の名義をもって海上における權益保全のための法執行を展開し、公安部からの業務指導を受ける。⁴⁾」と明記している。また、三定方案では、今回の改編で強化すべき職責の1つとして「海上における權益保全のための法執行を強化し、中国海警隊伍を統一的に計画し、建設し、管理し及び指揮し、法執行行為を規範化し、法執行手順を合理化し、海洋權益保全のための法執行能力を向上させ、海洋秩序及び海洋權益を保全する。⁵⁾」ことを明記している。これは、既存の海上法執行4機関を統合する趣旨が海上における權益保全のための法執行を一元化することにあつて、それを実現するのが新たに発足した中国海警局である、ということである。

ところで、中国海警局と国家海洋局は、一つの組織でありながら、二つの組織名称を持つ組織である。このようなケースは、現組織を踏襲しつつ

4 原文：为推进海上统一执法，提高执法效能，将现国家海洋局及其中国海监、公安部边防海警、农业部中国渔政、海关总署海上缉私警察的队伍和职责整合，重新组建国家海洋局，由国土资源部管理。主要职责是，拟订海洋发展规划，实施海上维权执法，监督管理海域使用、海洋环境保护等。国家海洋局以中国海警局名义开展海上维权执法，接受公安部业务指导。

5 原文：加强海上维权执法，统一规划、统一建设、统一管理、统一指挥中国海警队伍，规范执法行为，优化执法流程，提高海洋维权执法能力，维护海洋秩序和海洋权益。

新組織を構築していく中国国务院内組織再編の一連の過程では常套手段であるといってよい。改編以前にあっては、既存の海上法執行機関である「海監」「漁政」等が各々の立場で大義名分を掲げ、管轄海域における法執行を展開し、その実情はまさに「五龍治海⁶」に代表されるとおり、海洋管理体制の分散化による業務の片手落ち、コストの無駄等が指摘されていたところである。改編後は、中国海警局の名称を全面に出すことで、海上における権益保全のための法執行業務が一元化されることとなり、改編前の負の実情は解消されることになる。

(2) 内設機構

国家海洋局の内設機構について、三定方案によれば、国家海洋局には11の内設機構が設けられているが、そのうち、中国海警局としての側面を有すると考えられる3つのセクションの所掌事務にかかる三定方案記載の内容を以下紹介する。

① 海警司（海警司令部、中国海警指揮中心）⁷

- ・ 海洋権益保全のための法執行の制度及び措置の起案
- ・ 法執行の規範及び手順の立案
- ・ 海警隊伍の海上における権益保全のための法執行にかかる具体的業務の統一指揮及び管理
- ・ 海警業務建設計画の編制及び実施
- ・ 海警隊伍業務訓練の実施

② 人事司（海警政治部）⁸

- ・ 機関及び直属組織の人事管理、機構編制及び教育訓練

6 「海監」「漁政」「海警」及び「海関」の4機関に「海巡（交通運輸部海事局）を加えた主要海上法執行5機関が各々の職責の範疇で法執行を展開していた中国海洋管理体制を形容したもの。

7 原文：（四）海警司（海警司令部、中国海警指揮中心）。

組織起草海洋维权执法的制度 and 措施，拟订执法规范和流程，承担统一指挥调度海警队伍开展海上维权执法活动具体工作，组织编制并实施海警业务建设规划、计划，组织开展海警队伍业务训练等工作。

8 原文：（十）人事司（海警政治部）。

承担机关和直属单位的人事管理、机构编制、教育培训工作，拟订海洋人才队伍建设规划和政策。组织起草海警队伍党的组织建设、干部队伍建设政策规定，指导开展思想政治工作，承担海警队伍干部考核、任免等工作。

- ・海洋人材隊伍建設の計画及び政策の立案
- ・海警隊伍の黨組織建設及び幹部隊伍建設の政策規定の起草
- ・思想政治工作的指導及び実施
- ・海警隊伍幹部の審査及び任免

③ 財務裝備司（海警後勤裝備部）⁹

- ・機關及び直屬組織の予算、財務及び国有資産の管理
- ・海警隊伍の基本建設、裝備及び後方支援建設の計画起草
- ・経費、物資及び裝備の基準及び管理制度の立案
- ・裝備物資の購入

①のセクションについて、内部の設置部門の名称が国家海洋局のホームページに公開されている¹⁰が、「維權巡航處」「治安處」「刑侦處」「密輸取締處」「漁業執法處」「漁業調查處」「資源環境執法處」「海域執法處」「海島執法處」等、改編前の「海警」「海監」「漁政」及び「海関」を踏襲すると考えられる部門が設置されており、組織的にも海洋權益保全のための法執行業務を一元化していることが窺える。

参考までに、三定方案を改編前¹¹と改編後¹²のもので比較した場合、内設機構数と人員編制の規模について、改編前では8の内設機構に133名とされていたものが、改編後は11の内設機構に372名と大幅に増大している。このことから、今回の改編が国家海洋局内に止まるものではなく、他の3機関からの相当数の配置換えを伴うものであることを窺わせる。

9 原文：（十一）財務裝備司（海警後勤裝備部）。

承担机关和直属单位预决算、财务、国有资产管理。起草并组织实施海警队伍基建、装备和后勤建设的规划、计划，拟订经费、物资、装备标准及管理制度，组织实施装备物资采购。

10 国家海洋局：<http://www.soa.gov.cn/zwgk/bjgk/jgbm/hjs/>（閲覧日 2014. 10.20）

11 改編前の三定方案については、広東機構編制網：

<http://www.gdbb.gov.cn/view/6694>（閲覧日 2014. 10.20）

12 原文：三、内設机构

根据上述职责，国家海洋局设 11 个内設机构：

……

四、人員編制

国家海洋局机关人員編制为 372 名。其中：局长 1 名、副局长 4 名，增設 1 名副局长兼任中国海警局局长，国家海洋局局长兼任中国海警局政委，纪委书记 1 名，司局领导职数 44 名（含总工程师 1 名，中国海警局副局长 2 名、副政委 1 名，机关党委专职副书记 1 名，离退休干部工作机构领导职数 1 名）。

(3) 海区分局

三定方案によれば、「国家海洋局北海分局、東海分局、南海分局を設置し、管轄海域における海洋監督管理と海洋權益保全のための法執行を履行し、対外的には中国海警北海分局、東海分局、南海分局の名義をもって海上における權益保全のための法執行を展開する。¹³⁾」と明記されている。報道等を見るに、本稿執筆時点において、正式な組織発足のための準備組織と考えられる海区分局設立チーム（「海区分局筹备組」）なる組織がすでに機能している。これに関する情報については後述する。

(4) 海警総隊

三定方案によれば、「三海区分局は、沿海の省（自治区・直轄市）に11の海警総隊及びその支隊を設置する。」とされ、さらに「中国海警局は、直接海警総隊を指揮し、海洋權益保全のための法執行を展開することができる。以上の機構人員編制は16296名である。具体的な機構の設置、職責及び編制にかかる事項は、別途規定する。¹⁴⁾」としている。海警総隊とは、これまでにない、新しく登場した名称である。沿海省（自治区・直轄市）とは、沿海を有する省、自治区又は直轄市であり、台湾を除けば、北から遼寧省、河北省、天津市、山東省、江蘇省、浙江省、上海市、福建省、広東省、広西壮族自治区及び海南省（計11）ということになる。本稿執筆時点、海区分局同様に、海警総隊設立チーム（「海警总队筹备組」）なる組織の名称が散見されるようになっており、これに関する情報については後述する。

以下、中国海警機構組織系統の図式化を試みる。

13 原文：（一）设置国家海洋局北海分局、东海分局、南海分局，履行所辖海域海洋监督管理和维权执法职责，对外以中国海警北海分局、东海分局、南海分局名义开展海上维权执法。

14 原文：3个海区分局在沿海省（自治区、直辖市）设置11个海警总队及其支队。中国海警局可以直接指挥海警总队开展海上维权执法。以上机构人员编制16296名。具体机构设置、职责和编制事项另行规定。

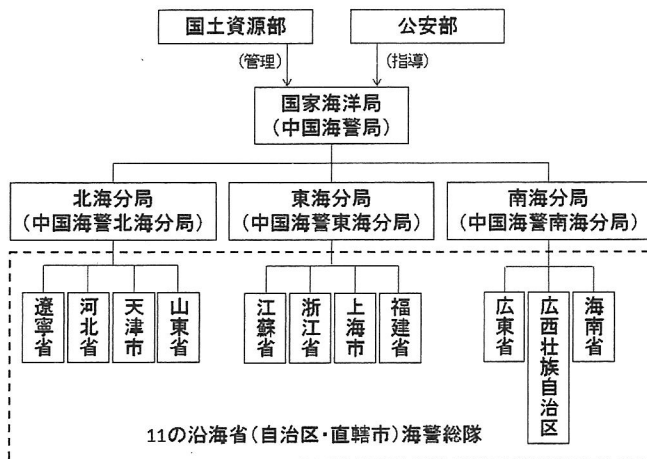


図1：中国海警機構組織系統図

3 報道等に見る中国海警機構建設の動向

中国海警機構の大まかな枠組みについては、上記2のとおり、三定方案等から読み取ることができたが、実際の中国海警機構建設はどのように構築されていくのであろうか。改編から1年以上が経過し、中国海警機構建設に向けた動きが報道等から垣間見えるようになってきた。ここでは、中国海警機構建設の動向を知りうる報道等を取り上げ、関連部分を抜粋し、訳文にて紹介しつつ、分析を試みる。なお、訳文に下線を付しているのは、便宜上、筆者において付記したものであることを申し添える。

(1) 関連報道等

【その1：中国海警局が北戴河海域における特定取締行動を展開¹⁵⁾】

出典：中国海洋報 発表時間：2014 - 07 - 02

記者がこのほど中国海警局から得た情報によれば、我が国渤海の環境保護と北戴河海域の環境総合修復を強化するため、中国海警指揮中心^(a)は、

15 国家海洋局：
http://www.soa.gov.cn/xw/dfdwtdt/jgbm_155/201407/t20140702_33010.html（閲覧日2014. 10.20）

7月から10月の間、中国海警局北海分局設立チーム（以下「北海分局設立チーム」という。）^(b)と中国海監河北省総隊（以下「河北省総隊」という。）^(c)による組織を立ち上げ、北戴河海域海洋環境保護特定取締業務を展開する。

本特定取締りは、中国海警指揮中心^(a)が監督指導する。北海分局設立チーム^(b)は、組織の立ち上げ、調整及び指導の責を負うとともに、河北省総隊^(c)とともに個別のチームを組織して具体的業務にあたる。

北海分局設立チーム^(b)は、2隻の法執行船を派遣し、12海里以遠の海域にて巡航検査を担当し、必要に応じて海監航空機を手配し、空中からの巡航監視を行う。（中略）

河北省総隊^(c)は、10隻の海監船を派遣し、海岸から12海里以内の海域における巡航検査を担当し、9台の法執行車両を投入して海岸周辺の巡回検査を行う。（中略）

【その2：中国海警局が「海盾2014」特定行動を展開¹⁶⁾】

出典：中国海洋報 発表時間：2014-07-17

海洋総合管理制御能力をさらに向上させ、埋立て等の開発利用活動に対する監督指導を強化し、海域使用管理秩序を保全し、沿海地区海洋経済発展に寄与及びこれを保障するため、中国海警局は、近く『「海盾2014」特定取締行動の展開に関する通知』を公表し、正式に「海盾2014」特定取締行動の幕が開ける。（中略）

「海盾2014」特定取締行動は、中国海警局が統一的に手配し、中国海警局各分局設立チーム^(b)と各省（区・市）海監総隊^(c)による組織を立ち上げ実施し、各分局設立チームは、中国海警局と連携して地方海監部門を指導及び調整し、「海盾2014」特定取締行動を展開する。（中略）

【その3：中国海警局が「碧海2014」特定行動を始動¹⁷⁾】

16 国家海洋局：
http://www.soa.gov.cn/xw/dfdwdt/jgbm_155/201407/t20140717_33091.html（閲覧日2014.10.20）

17 国家海洋局：
http://www.soa.gov.cn/xw/dfdwdt/jgbm_155/201407/t20140718_33098.html（閲覧日2014.10.20）

出典：国家海洋局 発表時間：2014 - 07 - 17

中国海警局は、近く「『碧海 2014』特定取締行動の展開に関する通知」を公表し、「碧海 2014」特定取締行動を始動させ、海洋資源環境にかかる法執行力のさらなる強化に乗り出し、海洋資源環境にかかる重大な違法行為を厳しく取り締まる。(中略)

「碧海 2014」特定取締行動は、中国海警局の統一指導のもとに組織・実施される。中国海警指揮中心^(a)は、全国の特定取締行動を組織し、指導し及び調整する責を負い、各分局設立チーム^(b)と各省(区・市)海監総隊^(c)は、管轄区域に対する特定取締行動に対する組織指導の責を負う。

【その 4：海警局南海分局(設立チーム)が特定取締りを手配¹⁸⁾】

出典：中国海洋報 発表時間：2014 - 08 - 14

中国海警局南海分局(設立チーム)(以下「海警南海分局(設立チーム)という。」)^(b)は、このほど広州市従化区において「碧海 2014」特定取締行動部署会を召集した。(中略)

今回の会議は、海警南海分局(設立チーム)^(b)が発足して以降初めて召集された、中国海警資源環境法執行の全領域をカバーする部署会である。(中略)

今年の「碧海」特定取締行動には、以下の特徴があるという。一点目は……二点目は、合同取締りである。まず、海警南海分局(設立チーム)^(b)が統一的に組織し、中国海監南海総隊^(d)、南海区漁政局^(e)及び広東・広西・海南省(区)の海警総隊(設立チーム)^(f)が参画して実施される合同取締行動となる。三点目は、取締りの効率を向上させ、法執行力を強化することである。中国海警力量の統合によって、もともと一つの法執行隊による行動が四つの法執行隊による統一的な行動へと変わり、総合的かつ統一的な法執行が実現し、合同取締行動がさらにスピーディになり、法執行力がさらに強化されるのである。

海警南海分局(設立チーム)^(b)及び広東・広西・海南省(区)海警総隊(設立チーム)^(f)の関係責任者、海警南海分局(設立チーム)^(b)に所属す

18 中国海洋報：<http://www.oceanol.com/shouye/yaowen/2014-08-14/36062.html>
(閲覧日 2014. 10.20)

る海監南海総隊各支隊^(d)及び中国漁政南海総隊^(e)の関係責任者、並びに広東・広西・海南省(区)の海警総隊(設立チーム)^(f)に所属する各海警支隊^(g)及び各海関海上密輸取締処^(h)の関係責任者が会議に参加した。

【その5：中国海警局南海分局設立チームが南海区海洋特定取締行動を開始¹⁹⁾】

出典：国家海洋局南海分局 発表時間：2014 - 9 - 30

2014年9月28日、中国海警局南海分局設立チーム^(b)は、「南海区海洋特定取締行動に関する通知」を公表し、今年9月から11月までの間、各種海上違法行為を取締り、海洋開発利用秩序を規範化し、海警隊伍による統一した法執行制度構築を推進することを目的とした特定取締行動を策定する。

今回の行動は、主として三つの異なる法執行領域をもって特定取締行動を展開する。一つ目は、広東珠江口海域にて展開される不法投棄行為に対する取締りで、中国海監第七・第八支隊^(d)、広東省海警総隊設立チーム^(f)並びに当該設立チーム所属の海警一支隊^(g)及び深セン海関・拱北海関の海上密輸取締処^(h)が共同で展開する。二つ目は、海南瓊州海峡西南浅瀬にて展開される不法海砂利採掘行為に対する取締りで、中国海監第十支隊^(d)、海南省海警総隊設立チーム^(f)及び当該設立チーム所属の海警一支隊^(g)が共同で実施する。三つ目は、広西沿岸海域にて展開される島嶼調査法執行行動で、中国海監第九支隊^(d)、広西区海警総隊設立チーム^(f)及び当該設立チーム所属の海警支隊^(g)が共同で実施する。

今回の行動は、海警南海分局設立チーム^(b)の統一指導のもと、中国海監南海総隊^(d)及び南海三省区海警総隊設立チーム^(f)が共同で組織・実施し、関係する海監支隊^(d)及び海警支隊^(g)が参加する。

(2) 各組織の位置づけ

①中国海警指揮中心（下線部 (a) 関連）

中国海警指揮中心とは、国家海洋局の内設機構の一つで中国海警局の側面を有すると考えられる「海警司」のもう一つの名称である。上記(1)

19 国家海洋局南海分局：<http://www.scsb.gov.cn/html/2/13/article-1134.html>
(閲覧日 2014. 10.20)

その1及び3から、当該組織が海上法執行部門の最高指導組織であることがわかる。

ところで、改編以降、この名称が報道ベースに初めて登場したのは、2014年3月8日に発生したマレーシア航空機失踪事案²⁰である。このとき、南シナ海に展開中の中国海警船を発動し、海難救助業務を指揮していたのがこの組織である。また、2014年6月27日、尖閣諸島の北方60海里付近海域にて操業中の中国漁船が沈没した事案でも、東シナ海に展開していた中国海警船を発動し、海難救助にあたれたという報道もある²¹。海難救助となれば、交通運輸部の「中国海上搜救中心²²」等他の関係機関との連携も予想されるところであり、これら国内関係機関との連絡調整窓口業務も、当該組織が担当していることが窺える。

②中国海警海区分局（下線部（b）関連）

中国海警海区分局とは、三定方案に明記される改編後の組織である。上記（1）では「設立チーム」なる名称となっているが、これは、中国海警各分局が正式に発足するまでの準備組織と見ていいだろう。報道等に目を通す限り、海洋法執行業務の分野では、すでに組織として機能しつつあることを窺わせる。当該設立チームの構成については、公表されていないが、上記（1）その4によれば、少なくとも、後述する中国海監海区総隊各支隊（下線部（d））及び中国漁政海区総隊（下線部（e））が当該組織に包括されることを窺わせる。

③省級海監総隊（下線部（c）関連）

省級海監総隊とは、改編前から存在する地方級の手海監機構で最高機関に位置づけられる組織である²³。ここで疑問なのは、地方級の手海監機構

20 新華網：http://news.xinhuanet.com/world/2014-03/09/c_119677736.htm（閲覧日 2014. 10.20）

21 新華網：http://japan.xinhuanet.com/2014-06/28/c_133444392.htm（閲覧日 2014. 10.20）

22 中国において海難救助業務を一義的に担う RCC（Rescue Coordinate Center）の最高機関に位置づけられる組織である。

23 海監機構は大きく国家級と地方級に分けられる。海監機構については、以下を参照。越智均、四元吾朗「中華人民共和国『海洋行政処罰実施規則』について」海上保安大学校研究報告第53巻第2号196-197頁を参照。

が三定方案にいう海警総隊に包括されるのかどうかという点である。三定方案上、海警総隊は、中国海警海区分局に隷属する組織であることは明白である。しかしながら、上記（1）のうち、その1、2及び3で表現されるセンテンスは、中国海警指揮中心の統一指揮下における中国海警分局と省級海監総隊の合同取締りを彷彿させる内容であり、両者は通常一線を画した組織であることを窺わせる。仮に地方級の手海監機構が海警総隊に包括されるとするなら、このような書きぶりにはならない。さらに、上記（1）その4及び5は、中国海警海区分局がイニシアチブをとったものであり、ここに地方級の手海監機構について言及されないのは、明らかに両者が組織的に並行関係にあることを窺わせるものである。それゆえ、省級海監総隊は海警総隊には包括されないものと整理できることになる。一方で、後述するが、一省の手海監総隊に編入された中国海警船が存在することが公開情報からも明らかとなっており、こういった観点から言えば、地方級の手海監機構が業務執行面において海警総隊に包括され则认为することもできる。当該センテンスが改編過渡期の現状を反映した故のものなのか、引き続き今後の動向を注視していく必要がある。

④中国海監海区総隊各支隊（下線部（d）関連）

中国海監海区総隊各支隊とは、国家海洋局の事業組織として改編前から存在する組織で、国家級の手海監機構に位置づけられるものである。国务院機構改革方案に照らして言えば、「現国家海洋局中国海監」に相当する则认为ていいだろう。改編時点で、北海、東海及び南海の3海区総隊のもとに、10の手海監支隊、3の航空支隊及び3の維權執法支隊を有している。なお、改編以前に尖閣諸島周辺海域に「巡航」と称して海上保安庁巡視船と対峙していた「海監船」が所属していたのが当該組織であるほか、後述するが、2014年以降に就役した中国海警船のほとんどは、当該組織に所属していることが公開情報から明らかになっている。

⑤中国漁政海区総隊（下線部（e）関連）

中国漁政海区総隊とは、農業部海区漁政局の内設機構の一つとして、改編前から存在する組織であり、黄渤海、東海及び南海の3海区に設置される漁政法執行隊を指す。国务院機構改革方案に照らして言えば、「農

業部中国漁政」に相当すると考えていいだろう。なお、改編以前に尖閣諸島周辺海域に「巡航」と称して海上保安庁巡視船と対峙していた「漁政船」が所属していたのが当該組織である。

⑥海警総隊（下線部（f）関連）

海警総隊とは、三定方案に明記される改編後の組織である。上記（1）では「設立チーム」なる名称となっているが、これは、海警総隊が正式に発足するまでの準備組織と見ていいだろう。海警総隊設立チームの構成については、公表されておらず、その実態は今なおベールに包まれているが、上記（1）その4及び5の表現は、少なくとも、後述する海警支隊（下線部（g））と海関海上密輸取締処（下線部（h））が当該組織に包括されることを窺わせる。

⑦海警支隊（下線部（g）関連）

海警支隊とは、改編前から存在する「公安边防海警部隊」を踏襲したもので²⁴、11の沿岸部边防総隊のもとに20の海警支隊が存在し、その構成人員は「人民武装警察」の身分を有した司法警察職員である²⁵。国务院機構改革方案に照らして言えば、「公安部边防海警」に相当すると考えてよい。

⑧海関海上密輸取締処²⁶（下線部（h）関連）

まず「海関」とは、「国家の出入国監督管理機関であり、海関総署が統一管理する。『海関法』に基づき、国家が海関総署に密輸犯罪の捜査を専門とする公安機構を設立し、密輸取締警察を配置し、これが管轄する密輸犯罪事件の捜査、拘留、逮捕、尋問に対して責任を負う。管轄海域は内海、領海、国境河川、国境湖沼である。海関は、合計46の直属組織と600の隷属海関と事務処を有している。密輸取締警察は、海関と公安による二重指導を実行し、海関指導を主とする。海関総署密輸取締局は、約200隻の密輸取締船を保有している。主要船型は、230トン616型、

24 越智均、四元吾朗「『公安機関海上法執行工作規定』について」海上保安大学校研究報告第53巻第1号164頁。

25 越智均、四元吾朗「『中華人民共和國人民武装警察法』について」海上保安大学校研究報告第55巻第1号207-225頁。

26 原文では「海上緝私处」。

190 トン 626 型及び 160 トン 611 型である。²⁷⁾と説明されている。すなわち、海関総署に設立された密輸犯罪捜査専門の公安機構の海上部門が当該組織に該当すると考えてよいであろう。国務院機構改革方案に照らして言えば、「海関総署海上密輸取締警察」に相当すると考えていいだろう。

以上の中国海警機構建設の動向にかかる分析結果を踏まえ、中国海上法執行 4 機関統合状況の図式化を試みる。

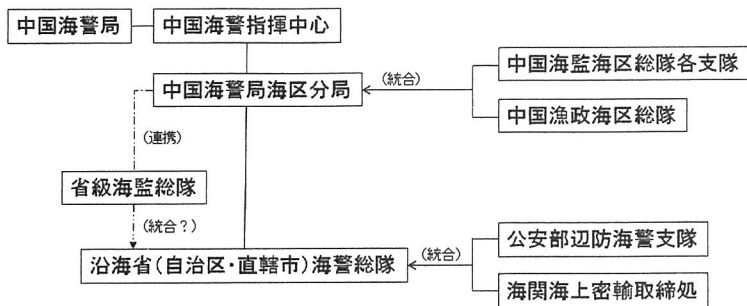


図 2：海上法執行 4 機関統合イメージ図

4 報道等に見る中国海警船の動向

(1) 中国海警編隊による尖閣諸島領海内侵入事件

中国公船が「海洋権益保全のための法執行」という明確な目的を持って、我が国尖閣諸島領海内に侵入するという事件は、過去の事案を遡れば、2008 年 12 月、国家海洋局東海分局所属の「中国海監 46」と「中国海監 51」が編隊を組んで魚釣島周辺海域を周回した事案が最初である。その後、2010 年 9 月に発生した中国漁船「閩晋漁 5179」による海上保安庁巡視船に対する衝突事件、2012 年 9 月の我が国尖閣諸島国有化といった事案を契機として、「海監船」又は「漁政船」による尖閣諸島周辺海域における定期巡回が常態化していったのである。そして、2013 年 7 月の中国海警局発足を契機に、海上保安庁巡視船と対峙する中国公船が「中国海警

27 李朗、王立松、張志平、謝博文「试论建设我国统一的海上专属经济区执法船队」, 海洋開発与管理第 30 巻第八期（2013 年 8 月）28-32 頁。

(CHINA COAST GUARD)」に統一され、現在、中国海警編隊による魚釣島周辺海域の定期巡回が常態化している状況にある。

国家海洋局ホームページには、中国海警編隊による尖閣諸島領海内巡航の事実をすべて公表しており、それを整理したものを表1及び表2に示す。

表1：中国海警編隊による尖閣諸島領海内巡航状況

(2013年7月26日～2013年12月末)

番号	日付	船名(中国海警〇〇〇〇)			
1	2013/7/26	2350	2506	2166	
2	2013/8/2	2350	2101	2166	2506
3	2013/8/7	2350	1126	2102	2166
4	2013/8/10	2350	1126	2102	2146
5	2013/8/16	2151	2146	2102	1126
6	2013/8/27	2151	2146	2113	
7	2013/9/6	2350	1115	2112	2506
8	2013/9/10	2350	1115	1126	2112
		2113	2146	2506	
9	2013/9/14	2350	1115	2112	2506
10	2013/9/19	2350	2506		
11	2013/9/27	2151	1126	2146	2113
12	2013/10/1	2151	1126	2113	2146
13	2013/10/28	2350	1123	2102	2166
14	2013/11/7	2337	2506	2151	2112
15	2013/11/16	2337	2112	2151	2506
16	2013/11/22	2151	2101	2113	2146
17	2013/12/8	2350	2506	2166	
18	2013/12/22	2337	2102	2112	2151
19	2013/12/29	2337	2112	2151	

表2：中国海警編隊による尖閣諸島領海内巡航状況

(2014年1月1日～2014年10月18日)

番号	日付	船名(中国海警〇〇〇〇)			
1	2014/1/12	2506	2113	2166	
2	2014/1/27	2337	2112	2151	
3	2014/2/2	2350	2166	2506	
4	2014/2/17	2151	2113	2102	
5	2014/2/23	2151	2113	2102	
6	2014/3/15	2350	2166	2506	
7	2014/3/29	2401	2151	2101	
8	2014/4/12	2337	2113	2506	
9	2014/4/26	2401	2166		
10	2014/4/29	2401	2102	2166	
11	2014/5/2	2401	2102	2166	
12	2014/5/31	2151	2146		
13	2014/6/6	2151	2101		
14	2014/6/20	2146	2102		
15	2014/6/30	2146	2102		
16	2014/7/5	2151	2101		
17	2014/7/12	2151	2101		
18	2014/8/6	2151	2101	2112	
19	2014/8/12	2151	2101	2112	
20	2014/8/24	2305	2146	2102	2113
21	2014/9/1	2146	2305	2113	
22	2014/9/10	2350	2166	2101	2337
23	2014/9/20	2401	2151	2115	
24	2014/10/3	2350	2146	2113	
25	2014/10/18	2305	2101	2112	

上記表をもとに、船名別・年別で整理すると、表3のとおりである。中国海警局発足後から2014年10月18日までの間に、計16隻の中国海警船が延べ143隻投入されていることが分かる。

表3：中国海警船尖閣諸島領海内巡航状況（船名・年別）

船名(中国海警〇〇〇〇)	1115	1123	1126	2101	2102	2112	2113	2115	2146	2151	2166	2305	2337	2350	2401	2506	計(回)	延隻数
2013年(7月26日～)	3	1	6	2	5	7	5	7	9	5	4	10	9	73				143
2014年(～10月18日)	0	0	0	8	7	4	7	1	6	11	7	3	3	4	5	4	70	

表3に掲げる16隻の中国海警船について、インターネットによる追跡調査を実施した結果、以下のとおり、旧船名等にかかる確信ある情報に接し

たので、紹介する。

① 中国海警 1115²⁸

該船を特定する報道等が見当たらないため、中国の検索サイトから中国海警 1115 の写真を検索し、外観調査を行った結果、該船の船尾側に「IMO9365063 青島」と標示されていることが判明した。IMO 番号をもとに、検索サイト「Marine Traffic」にて検索した結果、該船舶名が「ZHONG GUO HAI JIAN 15」で登録されていることがわかった。この船名は漢字で表記すれば「中国海監 15」であり、これが旧船名であることにまず間違いはないであろう。「中国海監 15」は、2010 年 11 月に建造され、翌年 1 月 6 日に中国海監北海総隊に編入されている。

② 中国海警 1123

該船の旧船名、現在の所属等を特定するだけの報道等に接しなかった。

③ 中国海警 1126²⁹

検索サイト「Marine Traffic」を使って、船名による検索を実施した結果、総トン数 1149 トン、全長 77.7m、船幅 10.4m、2011 年建造、船籍港青島との情報が得られた。本サイト上には、該船の写真として「中国海監 26」が掲載されており、旧船名を窺わせるものである。「中国海監 26」について、「中国網」で公開されている「中国海監船舶建造項目工程一覧」によれば、海監船舶建造項目二期工程で建造された 7 隻（うち、3000 トン級 1 隻、1500 トン級 2 隻、1000 トン級 4 隻）のうちの 1000 トン級に該当し、総トン数 1125 トン、最大速力 20 ノット、航続距離 5000 海里で、中国海監系列の船舶の中で、設計速力が最速の 1000 トン級公務船である、と紹介している。2011 年 4 月 22 日に中国海監北海総隊に編入されている。

28 「Marine Traffic」：<http://www.marinetraffic.com/>（閲覧日 2014. 10.20）

「中国海監 15」に関する情報は、環球網：
<http://mil.huanqiu.com/china/2011-01/1403862.html>（閲覧日 2014. 10.20）

29 「中国海監 26」に関する情報は、中国網：
http://www.china.com.cn/guoqing/2012-07/02/content_25787558.htm（閲覧日 2014. 10.20）及び環球網：http://world.huanqiu.com/photo/2012-09/2665586_6.html（閲覧日 2014. 10.20）

④ 中国海警 2101³⁰

「環球網」によれば、旧船名を「中国漁政 201」と報じている。関連報道から、「中国漁政 201」は、改編前から尖閣諸島周辺海域において海上保安庁の巡視船と頻繁に対峙していた「漁政船」の1隻に該当し、中国漁政東海総隊に所属していたことがわかっている。

⑤ 中国海警 2102

該船の旧船名、現在の所属等を特定するだけの報道等に接しなかった。

⑥ 中国海警 2112³¹

「福建国防教育網」によれば、その前身は、「福建省海洋与漁業執法総隊（以下「福建省総隊」という。）」所属の「中国海監 8002」で、2013年2月2日に就役し、同年8月9日に正式に現在の名称となったと報じている。到達距離100mを超える高圧放水銃2機、150デシベルの警告音を発する音響装置を装備しているとされ、報執行装備面での先進性を強調した報道が目立つ。

⑦ 中国海警 2113³²

「中国海洋報」によれば、その前身は、江蘇省総隊直属支隊（以下「江蘇省総隊」という。）に所属していた「中国海監 5001」で、2013年6月1日から就役しているとされる。

⑧ 中国海警 2115³³

30 環球網：<http://mil.huanqiu.com/china/2013-07/4167263.html>（閲覧日 2014. 10.20）

「中国漁政 201」に関する情報は、新浪軍事：<http://mil.news.sina.com.cn/2010-11-22/1036620205.htm>（閲覧日 2014. 10.20）及び国際先駆導報：http://news.xinhuanet.com/herald/2010-11/26/c_13623307.htm（閲覧日 2014. 10.20）

31 福建国防教育網：http://mil.fjsen.com/2013-11/08/content_12934067.htm（閲覧日 2014. 10.20）

「中国海監 8002」に関する情報は、中国新聞網：<http://www.chinanews.com/gn/2013/02-04/4544895.shtml>（閲覧日 2014. 10.20）

32 中国海洋報：<http://www.oceanol.com/shouye/yaowen/2014-03-21/32683.html>（閲覧日 2014. 10.20）

「中国海監 5001」に関する情報は、新浪軍事：<http://mil.news.sina.com.cn/2014-02-21/1144765332.html>（閲覧日 2014. 10.20）及び中華網：<http://military.china.com/news/568/20130626/17911866.html>（閲覧日 2014. 10.20）

国家海洋局の公開情報によれば、2014年3月26日に地方級の手監視機構である福建省総隊に編入され、福建省総隊では初のヘリコプター昇降甲板を備えた公務執行船であると報じている。なお、中国海警編隊として尖閣諸島周辺海域に出現したのは、2014年9月20日が最初である。

⑨ 中国海警 2146

該船の旧船名、現在の所属等を特定するだけの報道等に接しなかった。

⑩ 中国海警 2151³⁴

該船を特定できるだけの報道は見当たらなかったが、現在の所属が中国海監東海総隊第五支隊であることを示す報道が1件確認された。

⑪ 中国海警 2166³⁵

「環球網」によれば、旧船名を「中国海監 66」と報じている。関連報道から、「中国海監 66」は、2011年1月24日、中国海監東海総隊に引き渡されていることが判明している。

⑫ 中国海警 2305³⁶

3000トン級の新造船であり、2014年7月31日より中国海監東海総隊第四支隊に編入されている。表2からもわかるとおり、該船が初めて尖閣諸島領海内に侵入したのは2014年8月24日であり、就役からわずか1カ月足らずで投入されていることがわかる。

⑬ 中国海警 2337³⁷

33 国家海洋局：

http://www.soa.gov.cn/xw/dfdwdt/dfjg/201403/t20140328_31114.html（閲覧日 2014. 10.20）

34 海洋中国 - 中国網：http://ocean.china.com.cn/2014-02/13/content_31456116.htm（閲覧日 2014. 10.20）

35 環球網：<http://mil.huanqiu.com/china/2013-07/4167263.html>（閲覧日 2014. 10.20）

「中国海監 66」に関する情報は、中華網：

<http://military.china.com/news/02/11078237/20110202/16370102.html>（閲覧日 2014. 10.20）

36 中国海洋報：<http://www.oceanol.com/shouye/redian/2014-08-01/35780.html>（閲覧日 2014. 10.20）

37 中国日報網：

http://www.chinadaily.com.cn/hqgj/jryw/2013-11-29/content_10697466.html（閲覧日 2014. 10.20）及び中国海洋報：<http://www.oceanol.com/zfc/zhifa/29323.html>（閲覧日 2014. 10.20）

報道によれば、海軍退役後に移管されたものであり、2012年11月14日、3000トン級「中国海監137」として、中国海監東海総隊に編入されている。2013年10月28日に、現船名に変更されており、その時点で船齢38歳を数える老船であると報じられている。表1を参照しても、初めて当該船名が登場するのが2013年11月7日であり、船名変更の時期とも一致する。

⑭ 中国海警 2350³⁸

「環球網」によれば、旧船名を「中国海監50」と報じている。「中国海監50」は、2011年7月23日、ヘリコプター搭載型の3000トン級海監船として、中国海監東海総隊第五支隊に編入されている。「中国海監50」といえば、従来から中国海監東海総隊の旗艦的存在であり、表1及び表2の数値からも、改編後間もない時期に頻繁に投入されているのが見て取れる。

⑮ 中国海警 2401³⁹

4000トン級の新造船であり、2014年1月23日より中国海監東海総隊に編入されている。目下、新造船では最大級の中国海警船である。

⑯ 中国海警 2506⁴⁰

「環球網」によれば、旧船名を「中国漁政206」と報じている。「中国漁政206」は、海軍退役後に移管されたもので、2012年12月11日、5800トン級漁政船として、中国漁政東海総隊に編入されている。

「中国海監137」に関する情報は、中国政府網：
http://www.gov.cn/gzdt/2012-11/15/content_2267472.htm（閲覧日2014.10.20）
 38 環球網：<http://mil.huanqiu.com/china/2013-07/4167263.html>（閲覧日2014.10.20）
 「中国海監50」に関する情報は、中国海洋報：
<http://www.oceanol.com/zfjc/zhifa/13841.html>（閲覧日2014.10.20）及び中国海洋報：
<http://www.oceanol.com/zfjc/yixianchuanzhen/16174.html>（閲覧日2014.10.20）
 39 中国海洋報：<http://www.oceanol.com/shouye/lunxian/2014-01-24/31461.html>（閲覧日2014.10.20）
 40 環球網：<http://mil.huanqiu.com/china/2013-07/4167263.html>（閲覧日2014.10.20）
 「中国漁政206」に関する情報は、中国政府網：
http://www.gov.cn/gzdt/2012-12/11/content_2287863.htm（閲覧日2014.10.20）及び
 環球網：<http://world.huanqiu.com/exclusive/2012-12/3384246.html>（閲覧日2014.10.20）

表 4：中国海警船配属先等一覧

現船名	旧船名	就役日 ^(注)	船型 又はトン数	配属先	備考
中国海警1115	中国海監15	2011年1月6日	1500トン級 (1740トン)	中国海監 北海総隊	
中国海警1123					
中国海警1126	中国海監26	2011年4月22日	1000トン級 (1125トン)	中国海監 北海総隊	
中国海警2101	中国漁政201		954トン	中国漁政 東海総隊	
中国海警2102					
中国海警2112	中国海監8002	2013年2月2日	1000トン級 (1337トン)	福建省総隊	
中国海警2113	中国海監5001	2013年6月1日	1000トン級 1470トン	江蘇省総隊	
中国海警2115		2014年3月26日	1750トン	福建省総隊	
中国海警2146					
中国海警2151				中国海監 東海総隊	
中国海警2166	中国海監66	2011年1月24日	1290トン	中国海監 東海総隊	
中国海警2305		2014年7月31日	3000トン級	中国海監 東海総隊	
中国海警2337	中国海監137	2012年11月14日	3000トン級	中国海監 東海総隊	船齢38歳、 元海軍艦
中国海警2350	中国海監50	2011年7月23日	3000トン級 (3980トン)	中国海監 東海総隊	
中国海警2401		2014年1月23日	4000トン級	中国海監 東海総隊	
中国海警2506	中国漁政206	2012年12月11日	5800トン	中国漁政 東海総隊	元海軍艦

(注) 旧船名のあるものについては、旧船名として就役した日を表示。

(2) 中国海警船の建造状況

2014 年に入り、中国海警船の進水、就役等にかかる公開情報が散見されるようになってきた。報道によれば、現在、3000 トン級 10 隻、4000 トン級 4 隻、5000 トン級 4 隻、10000 トン級 2 隻の中国海警船（計 20 隻）の建造が計画に基づき進められているという⁴¹。以下、公開されている関連情報を整理し、取りまとめたものを表 5 に示す。

表 5：中国海警船建造状況（2014 年～）

41 中国網：http://ocean.china.com.cn/2014-07/15/content_32955302.htm（閲覧日 2014. 10.20）

船名	公表日 (出典)	就役日等	船型 又はトン数	配属先
中国海警3401	2014/1/10 (国家海洋局)	2014/1/10 (建造・就役)	4000トン級	中国海監 南海総隊
中国海警2401	2014/1/23 (国家海洋局)	2014/1/23 (建造・就役)	4000トン級	中国海監 東海総隊
中国海警2115	2014/3/26 (国家海洋局)	2014/3/26 (就役)	1750トン	福建省総隊
中国海警1401	2014/6/13 (国家海洋局)	2014/6/5 (就役)	4000トン級 (5196トン)	中国海監 北海総隊
中国海警3306	2014/7/25 (国家海洋局 南海分局)	2014/7/17 (就役)	3000トン級	中国海監 南海総隊 第七支隊
中国海警3307	2014/7/25 (国家海洋局 南海分局)	2014/7 (進水)		
中国海警2305	2014/8/1 (中国海洋報)	2014/7/31 (就役)	3000トン級	中国海監 東海総隊 第四支隊
中国海警2501	2014/9/10 (国家海洋局 東海分局)	2014/9/10 (進水) 2015/1 (就役予定)	5000トン級	中国海監 東海総隊 第四支隊
中国海警1306	2014/10/17 (国家海洋局)	2015年10月16日 (就役)	3000トン級	中国海監 北海総隊

なお、10000 トン級中国海警船について、すでに建造に着手していることを報じた記事も散見される⁴²。

(3) 中国海警船の船番にかかる規則性

表4及び表5をもとに、中国海警船の船番にかかる規則性について触れておきたい。まず、千の位の数値は、所属の海区すなわち、北海区が「1」、東海区が「2」、南海区が「3」で示されていることは、改編前の「海監船」や「漁政船」の船番でも同様の傾向があり、間違いのないと考えられる。次に、百の位の数字であるが、これはトン数で表わされる船型と一致する。すなわち、「1」が1000 トン級又は1500 トン級、「3」が3000 トン級、「4」が4000 トン級、「5」が5000 トン級という規則性が見て取れる。十と一の位については、新造船はさておき、旧船名を踏襲したものとなっている

42 中研網：<http://war.chinairn.com/news/20141013/095930377.shtml>（閲覧日2014. 10.20）

可能性が高いが、確固たる公開情報に接していないため、ここでは言及しないこととする。

(4) 中国海警船の所属について

表 4 に掲げる中国海警船の配属先は、旧船名が判明しているものについては、改編前の所属を示している。本稿執筆時点において、これらがどの組織に所属しているかについては不透明な部分があるが、概ね元の組織に所属する形をとっているものと考えられる。一方、表 5 に掲げる中国海警船の配属先にあつては、改編以降に公表された情報であり、国家級と地方級の手監視機構が今なお存在していることを裏付けるものである。「中国海警 2115」にあつては、唯一地方級の手監視機構である福建省総隊に所属しているが、報道によれば、報道現在（2014-09-26）の福建省総隊には「中国海警 2115」のほか、1000 トン級「中国海警 2112」、600 トン級「中国海監 8003」及び 500 トン級「中国漁政 35001」の計 4 隻の大型法執行船が所属しているとされている⁴³。地方級の手監視機構は、往々にして地方級の漁政機構を取り込んだ形で組織を成している場合が多いため、地方級の手監視機構に「漁政船」が所属することには違和感を覚えないが、ここに新たに中国海警船が加わり、三種類の法執行船が同じ組織に存在しているという現状は、地方級の海上法執行機関の統合が一筋縄にはいかないことを窺わせるものである。また、2014 年以降、地方級の手監視機構に大型の「海監船」が就役するといった報道も数件確認されており⁴⁴、今後、地方級の手監視機構がどのような変遷を経ていくのか、その動向が注目される。

5 おわりに

「南方週末」記者による中国海警局発足から一年が経過した時点での海上法執行 4 機関統合の現状を綴った記事がある⁴⁵。それによれば、統合後

43 中国海洋報 <http://www.oceanol.com/zfjc/zhuangbeijis/2014-09-26/36909.html>（閲覧日 2014. 10.20）

44 2014 年 10 月 14 日、1500 トン級「中国海監 9010」が広東省総隊に就役している。国家海洋局：http://www.soa.gov.cn/xw/dfdwtd/dfjg/201410/t20141017_33834.html（閲覧日 2014. 10.20）

45 南方週末：<http://www.infzm.com/content/104611>（閲覧日 2014. 10.20）

の職員の身分、制服の統一にかかる問題を第一に掲げている。現状としては、各々が改編前の身分と制服を踏襲したままで、救命胴衣のみが統一されているとの皮肉ともとれる記述があり、統合作業が進んでいない現状を窺わせる。また、同記事には「2014年初頭、中国海警局の事務機構が始動し、旧漁政、辺防武警、海関機構の関係職員が中国海監の所属する国家海洋局の庁舎に出勤し始めた」、「2014年上半期から中国海警局に続々と海区分局設立チームが発足し、北海区と東海区にあっては国家海洋局各分局に、南海区にあっては旧南海漁政局に拠点を置いた」、「旧中国漁政の三大海区漁政局はすでに存在せず、同幹部は海警局設立チームに合併された」、「設立チームの指導者にかかる人選には甚だ気を遣う」、「南海区設立チームの長は武警現役少将が担当し、北海区設立チームの長は旧中国海監総隊政治委員が担当している」といった、中国海警機構建設の動向と現状を知る上で、実に興味深い記述がある。殊に、中国漁政に関する動向については、情報が全く公開されていない中で、貴重な情報である。農業部の新三定方案なるものは、本稿執筆時点で公表されていないが、実際に、中国漁政が所属していた農業部漁政局は、2014年1月に組織名称を「農業部漁業漁政管理局」へと改名している⁴⁶。このことは、中国漁政組織内でも組織再編を強いられていることを窺わせるものであり、同記事にいうとおり、農業部海区漁政局はすでに廃止されている可能性が高く、引き続き関連情報の収集に努めたい。

なお、本研究は日本学術振興会の科研費 26257106 の助成を受けたものである。

46 農業部: http://www.moa.gov.cn/zwllm/tzgg/tfw/201401/t20140126_3749849.htm
(閲覧日 2014. 10.17)